

(2ページから)

家庭の経済格差が学力や進学に大きく影響することから、修学旅行を欠席する理由の確認と進学につながるクラブ活動にかかわって、貧困を理由に不参加とならないよう要求した。

進路保障にかかわって、子ども数の減少を理由に、各高校の学級数を減らすなと要求。あわせて定時制高校の募集定員の再考も要求した。

非識字者の実態把握と課題解決に向け、早急な夜間中学校の設立と部落の子どもたちの学力向上に向け、全国学力・学習状況調査を実態調査に反映・改善を訴えた。

朝鮮初中級学校への補助金の廃止にたいし「子どもの権利条約」の意義をふまえ、すべての子どもたちの教育保障・心情の配慮を訴えた。

◆農林水産部

農業経営が厳しい農家への対応、串本町のマグロ養殖事業での雇用問題について議論した。また、若者が農業をして生活ができる環境づくりを要求した。

また、地元の特産物(野菜・果樹・鮮魚)等を販売する直売所の支援についても要求した。部としては、さまざまな課題別にとりく

んでいくことが確認された。

◆県土整備部

那賀振興局に送られてくる差別メールについて、今後の京奈和道拡幅工事にもなう対応の検討が必要と意見をのべた。

公営・改良住宅について、老朽化はすすむのに家賃は上がる状況のなか、考え方を追求。安定した仕事に就いている人こそ地域活動ができる。家賃が高くなり地域の住宅に住めない状況について「推進法」が施行されたことをふまえ、各市町の住宅の実態を把握すべきだと要求した。

また、部落の土木業者育成について、災害時には地域の業者が最初に駆けつけている実態を考慮し、理由を伴う配慮事項を探してほしいと強く要求した。

◆環境生活部

「男女共同参画基本計画」策定状況について、未策定の10市町村に策定依頼をしてきた。策定には意識調査など準備が必要で、各市町村の首長会議でも計画の必要性を訴えているが、施策には優先順位があると回答があった。しかし「男女共同参画基本法」ができて18年が経過し、国でも女性活躍社会を推進している

なか、準備や優先順位を理由に、策定の必要がないと考えているのではないかと、女性への差別意識があるのではないかと問いに、県は市町村では努力義務と明記されていることが遅れてきた理由。ひきつづき、必要性を訴えると回答した。

県が女性職員や管理職の割合を増やして見本を示す必要があるとの訴えに、10月に女性活躍企業同盟を作り、女性が家庭と仕事の両立をしながら働きやすい環境づくりと男性もともに子育てができるよう推進していると回答があった。

隣保館職員について、部落差別の解消に向けた相談体制の充実を要求した。また、部落の女性の課題について、就職に有利な資格取得をサポートする施策や多様なニーズに対応できる保育環境の整備をすすめていると回答があった。部落の女性のニーズにあう施策の情報提供を求めた。

◆福祉保健部

障害者差別を禁止する県条例について、昨年の交渉で他府県の状態をみながら検討するとういう回答であったが、今年も必要性も含め検討すると回答があった。このこと、県の姿勢が後退しているのでは、と池田副委員長からの厳し

い指摘ではじまった。また「障害者差別解消支援地域協議会」に参画できないことにふれ、参加者から医療モデルから社会モデルにシステムが変わったにもかかわらず、部落の女性・子どもの障害者は社会モデルから外れているのかと問うた。県は問題解決の後押しをする、ネットワークにもとづくなどと回答し、参加者から実態調査で部落の障害者の値が高いことが数字でわかっており、高齢の障害者、女性の障害者、子どもも障害者、部落の障害者すべてが当事者だと訴えた。

◆総務部

職員や市町村の人権研修について、職員研修の実施や市町村への指導・助言をおこなっていると説明。しかし、行政職員による差別事件が発生した現状をふまえ、研修後のアンケートなど、人権局もまきこんだ研修をすべきと意見をのべた。県が研修した実施状況を1月末に提示してもら

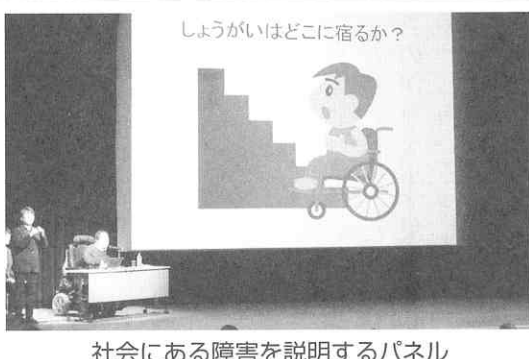
う。防災策定委員に女性委員を追加したと回答したが、女性というだけではなく、人権の視点をもって女性の委員の選定を要求。「推進法」成立後のあら

たな事業への予算措置につ

(2ページから)

た。3講目は、部落解放同盟中央執行副委員長の片岡明幸さんが「部落差別解消法制定の経過と課題」について、法制定までの国会での動きや今後のとりくみ課題について話された。

障害者差別解消法、ヘイトスピーチ対策法、部落差



社会にある障害を説明するパネル

別解消法と、差別解消にむけた法律が制定されているが、これらを具体化させていくとくみか今後必要であるという認識を参加者全員で共有した。

また、前日に東京・日本教育会館でひらかれた世界人権宣言69周年記念東京集会では、東京工業大学大



川崎市の例を説明する石橋さん

いて、財政課は「必要な事業については前向きに検討していく」と回答した。

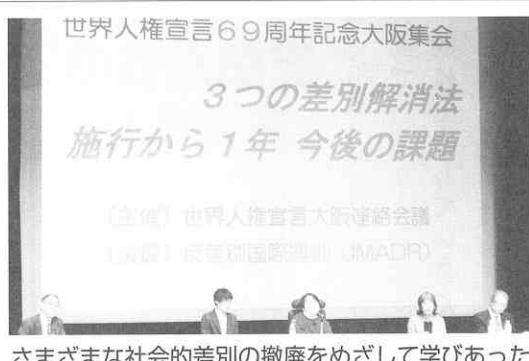
◆企画部

東牟婁振興局職員による差別事件をみると、法が失効して14年というプランクが「部落差別はなくなった」と思わせてきたのではないかと、その意識のゆるみを断ち切るべきだと厳しく県の姿勢を追求した。「推進法」が制定され1年が経過するが、市町村間の温度差が感じられる。県が主導して差別をなくしていく姿

勢をみせるべき。また、実態調査をおこなうにあたって2月議会で予算をとるべき等の意見がだされた。県は、国(法務省)が検討しているの、国からの連絡をまわって予算をくむと回答したが、法務省主導の調査だと差別事件に特化してしまふ恐れがある。生活・教育・就労の実態も必要だといふことを国に伝えてほしいと要求した。

また、隣保館の役割が期待されるなか、補助金の活用なども含めた隣保館活用のあり方を企画部主導で示

学院リベラルアーツ研究教授の中島岳志さんが「リベラル保守という構想」と題し、リベラル保守というカテゴリーについて、各政党や政治家の立ち位置と政治での「右」「左」について考え方を述べた。



さまざまな社会的差別の撤廃をめざして学びあった

お詫びと訂正

解放新聞県連版第194号12月28日号に掲載した「環境生活部」の交渉記事のなかで「自身が昨年まで振興局長をしていた山田成紀・部長から」とあるが、土井局長の間違いでした。訂正してお詫びいたします。